まちづくり委員会の設置について



平成27年3月 企画財政課

1, まちづくり委員会設置の趣旨

本市は合併前の「香美市まちづくり計画」を引き継ぐ形で「かがやきやすらぎ賑わいをみんなで築くまちづくり」を基本理念とした合併後初の第1次振興計画を平成18年度に策定し、平成24年4月には基本計画の見直し(後期基本計画を策定)を行い、さまざまな事業によりまちづくりを進めてきました。その中の基本構想VI「みんなで築く」には、「市民主体の地域づくりを支援しつつ、市民と共に歩むまちづくりを推進します」と謳われており、基本計画第6章の「市民と共に歩むまちづくりの推進」の中で、情報公開や市民参画機会の促進への取り組みを進めてきました。

合併前のこうほく3町村合併協議会による合併協定書には「まちづくり委員会を設置する」と 規定されており、合併後に市長の諮問機関として設置した地域審議会も平成26年3月で期間満 了を迎えたことから、第1次振興計画のこれまでの取り組みを総括するとともに、平成29年度から 始まる新たな第2次振興計画を策定するにあたり、地域間の相互理解の促進や住民の多様な意向をま ちづくりに反映する機会の増大を図り、市民と行政の協働のまちづくりをさらに推進していくために、 市民参加型の「まちづくり委員会」を設置します。

2, まちづくり委員会の目的・役割

(1) 香美市振興計画の策定と検証

香美市振興計画への意見提言や進捗状況の検証を行います。

(2)地域審議会の発展的解散による受け皿

(*地方自治法第138条の4第3項による附属機関・諮問機関)

地域審議会は、合併市町村が合併後の区域全体の均衡ある発展を進めていくうえで、それぞれの地域の意向を市政に反映させることを目的に法(「市町村の合併の特例に関する法律」)に基づいて期間を定めて設置する審議会です。香美市では、平成26年3月31日までの間、合併前の町村の区域ごとにそれぞれ土佐山田地域、香北地域、物部地域審議会を設置し、それぞれの地域課題等について検討してきました。

今後は、地域審議会に替わり、まちづくり委員会の中で、それぞれの地域の委員が香美市全域 の課題等について検討し、地域間の相互理解の促進を図っていきます。

(3)まちづくりの推進に関する事項その他市長が必要と認める事項についての調査・審議

中山間対策、集落活動センターの開設の検討など、市民と行政が一体となって取り組んでいく必要のある課題に対して、モデルとなる他市町村への視察等を行い、みんなで共に進めるまちづくりの事業実現に向けた取り組みを推進します。(他市町村への視察は任期2年中に1回を予定)

(4)まちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長への意見提言

市民と行政が協働で行うまちづくりの推進に関して、必要な施策や事項等を市長へ意見提言を行います。

3. まちづくり委員会の構成と任命期間

(1)設置根拠

地域審議会の発展的解散による受け皿としての趣旨も踏まえ、地方自治法第138条の4第3項による附属機関・諮問・調査機関として、「まちづくり委員会設置条例(別紙)」の制定を行いました。

【参考】

地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委

員会又は委員を置く。

- **O2** 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ○3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、 審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(2)委員会の構成

委員構成は、公募による参加のほか、各分野、男女、地域などを考慮し、市より参加要請を行います。 ◇全体

会長・副会長含む委員 30 名まで(*振興計画審議会の委員とは異なるメンバーを選出) ◇部会

部 会	所 属 (案)
第1部会(建設・環境グループ)	
土地利用・市街地・集落環境・集会所・公園緑地・墓地・	
住宅・定住対策・道路・公共交通・交通ターミナル・情報	元地域審議会委員(山田・香北・物
基盤・景観・災害・消防/救急体制・地域防災・交通安全/	部)
防犯対策・森林保全・河川・上水道、簡易水道等・下水道、	公募など
ごみ、し尿処理・環境保全	
第2部会 (健康福祉グループ)	社会福祉協議会
地域福祉、ユニバーサルデザイン・保健・健康・医療・高	民生委員・児童委員協議会連合会
齢者福祉・介護予防・障害者福祉	公募など
第3部会(産業グループ)	商工会
シティセールス・地域間交流・まつり・農林業の振興・担	JA
い手/後継者・有害鳥獣対策・商工業の振興・商店街・観光	香美森林組合
振興・観光交流・観光情報・地域産業振興・就業機会確保	物部森林組合
	観光協会
	高知工科大学・香美市盛り上げ隊
	公募など
第4部会(教育・行政まちづくり)	
保育・子育て支援・教育環境・就学前教育・学校教育・青	小中学校 DOM 主象拉莱人
少年育成・生涯学習・生涯スポーツ活動・人権教育・男女	小中学校 PTA 連絡協議会
共同参画・地域文化・行財政運営・広域行政・職員研修・	自治会関係者(山田・香北・物部)
人事交流・職員配置・情報公開・市民参画機会・地域交流	公募など
拠点・地域産業振興の連携・教育機会連携	

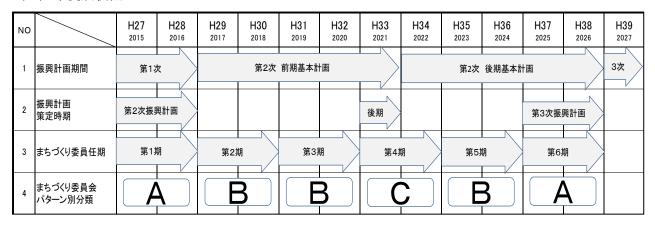
(3)委員の任命期間

2年間とする。

4. まちづくり委員会の役割パターン

まちづくり委員会は、振興計画の計画期間により、下記のとおり役割が3つのパターンとなる。 したがって、パターンによって委員会の実施内容も違ってくる。

(1) 年度別役割パターン



〇パターン別分類

パターン	時期	振興計画策定との関連	委員会の役割
Α	振興計画の全面的な策定に係る時期	◎ 期間中全て関係	主は振興計画策定に係り政策提言等
В	振興計画の策定に係らない時期	△ 関係なし	政策提言、振興計画進捗状況について
С	後期基本計画策定に係る時期	〇 1年目のみ関係	1年目 振興計画策定、2年目 政策提言、進捗状況について

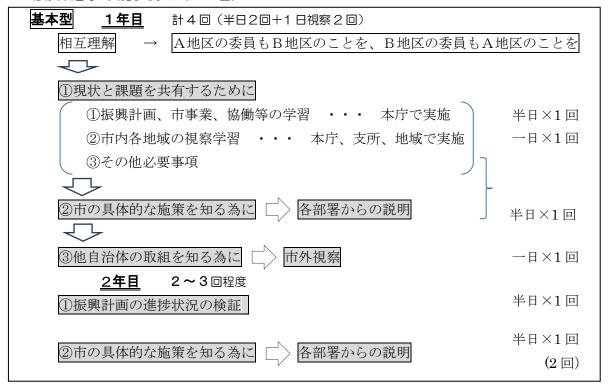
上記のとおり、パターンAは振興計画の全面的な改正時期と重なる為、最も振興計画と深く係ることになり、委員会の回数も必然的に多く内容の濃いものとなる。

パターンBは計画策定のない時期となり、実施回数は最も少ない時期となる。

パターンCは1年目が後期基本計画策定時期と重なっており、Aの次に実施回数が多くなる。

5, 基本実施項目

目的・役割を達成するために、大まかな基本実施項目として、下記事項を任期2年間で実施する。 (委員改選毎に実施する。2年に1回)



6、まちづくり委員会の役割パターン別実施項目

パターンに応じた、実施内容は下記のとおり。

	パターンA	パターンB	パターンC
実施事項	基本型	基本型	基本型
	ワークショップ	進捗状況	ワークショップ
	素案検討	提言	素案検討
	提言		提言
1年目	基本型により、現状や課題を	基本型により、現状や課題を	基本型により、現状や課題を理
	理解した上で、振興計画に盛	理解した上で、進捗状況の検	解した上で、後期基本計画に盛
	り込むべき内容についてワー	証や意見提言を行う。	り込むべき内容についてワー
	クショップを行い、市長に答	(ワークショップ)	クショップを行い、市長に答申
	申する。また、計画内容につ		する。また、計画内容について
	いて検討する。		検討する。
	・実施回数	・実施回数	・実施回数
	基本 4+WS3 回+計画 2 回	基本4回	基本 4 回+WS3 回
2年目	振興計画素案について意見提	進捗状況の検証、意見提言を	進捗状況の検証、意見提言を行
	言を行う。	行う。	う。
	・実施回数 3回程度	・実施回数 2~3回程度	・実施回数 2~3回程度
備考	2 年間が振興計画の策定期間	振興計画策定には関係ない年	1年目が後期基本計画の策定年
	であるため、役割の殆どは振	度となる。	度となる。A、Bパターンを含
	興計画策定に関することとな	・地域課題等についての政策	んだ内容となる。
	る。	提言等。	
		※政策提言の手法としてワー	
		クショップ開催もあり。	

※実施内容は基本的に上記で実施していくが、次年度の実施内容は、反省や委員の意見等を参考に組み立ててい く。

7, スケジュール

第2次香美市振興計画&まち・ひと・しごと創生総合戦略策定スケジュール参照

8, 体制図

- (1)まちづくり委員会体制図
- (2) 香美市振興計画&まち・ひと・しごと創生総合戦略策定体制図

項目	平成26年度								平成2	7年度											平成2	28年度					
- 現日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 F.
会			経過報告					経過報告				経過報告									経過報告			経過報告			議決
本構想	第1取料	次振興	計画果								基本	構想素	案策定	作業							素		原				議会
本計画	取り	事評価作 りまとめ [。]	作業													基本計	画素案	策定作	業		案		案				2 程
長興計画審議会				依頼・		● 諮問			•			1			基本	構想書	議	1		•	基	本計画	審議	最終審調	答申		
まちづくり委員会	募集		任命		•		視察	視察	•	•	市長へ 提言書 提出				1	見提			, i	見提言			1	最終検言			
策定本部						● <u>委嘱</u>				•	•		••				•			7			最終協語	義			
厚門委員会						委嘱				•	•		••		• 1		•		•		•		最終協調	義			
各課	評価業	}								1	提言書に より検討																
方民意識調査 アンケート調査)						•	•		分析																		
団体ヒアリング									析																		
パブリックコメント																						•	公表 修正				
まち・ひと・しごと 削生推進本部	•		•		•		•		まち					橡証												● 検証・(改訂
ち・ひと・しごと 削生総合戦略会 養(振興計画審 養会)			ひと	依頼 ・ 委嘱		●諮問		•	ひと しご と						検証												検
野美市移住定住 推進会議			と創生総					•	こと創生総合戦																		
主民意識調査 結婚・出産。子 育て調査) ※確認中・実施			ごと創生総合戦略素案						略等																		
ペブリックコメント ※実施未定			案・					•	定公表																		

まちづくり委員会

【平成27年】

1月:募集

3月:任命、全体会

全体計画、スケジュール説明 5月:ワークショップ1回 7月~8月:視察(市内1回) 視察(市内+市外1回)

9月~11月:ワークショップ4回 11月:振興計画への提言書 市長に提出。

【平成28年】

4月:基本構想最終案、意見。 基本計画素案への意見。 8月:基本計画素案への意見。 12月:最終審議に向け意見。

8(1) まちづくり委員会体制図

会長 〇会議の招集・会議の議長・進行 〇委員会の事務総理

副会長 O会長の補佐 O会長不在時の会長職務の代理

全 体 会

専門部会 (第6条第4項)

(1)香美市振興計画の策定に関する調査・審議

建設・環境部会

健康福祉部会

産業部会

行政まちづくり部会教育・

小委員会

(第7条関係) 専門的な事項の 調査・審議

事務局

企画財政課

(1)設置根拠:まちづくり委員会設置条例(平成26年12月19日条例第39号)

(2)設置目的:地域審議会の発展的解散による受け皿として、地域間の相互理解の促進や 住民の多様な意向をまちづくりに反映する機会の増大を図り、市民と行政 の協働のまちづくりを推進していく。

(3)委員:30名以内

(4) 任期: 2年間

(5)役割:①香美市振興計画の策定に関する調査・審議と進捗状況の検証

②まちづくり推進に関する事項・その他市長が特に必要と認める事項について の調査・審議(市内研修・市外視察)

③まちづくり推進に関する施策及び必要な事項についての意見提言

(各種団体、公共的団体への聞き取り調査)

香美市まちづくり委員会設置条例

平成 26 年 12 月 19 日 条例第 39 号

(設置)

第1条 市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、香美市振興計画の策定に関する事項について調査及び 審議を行い、市長に答申する。
- 2 委員会は、前項に定める事項のほか、次に掲げる事項について市長に対して意見を述べることができる。
 - (1) 香美市振興計画の進捗状況に関すること。
 - (2) 協働のまちづくりの推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 地域において活動する団体から推薦された者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 公募による者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員会に、第2条第1項の所掌事務を行うため、専門部会を置く。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 会議は、公開とする。

(小委員会)

- 第7条 委員会に、専門的な事項の調査及び審議を行うため、小委員会を設けることができる。 (庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、 市長が招集する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年香美市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「

振興計画審議会委員	<i>II</i>	5, 100	11	11	<i>II</i>
-----------	-----------	--------	----	----	-----------

」を「

振興計画審議会委員	JJ	5, 100	<i>II</i>	<i>II</i>	<i>II</i>
まちづくり委員会委員	<i>II</i>	5, 100	<i>II</i>	<i>II</i>	11

」に改める。